

処方・調剤・保険請求の

Q&A

日本薬剤師会

調剤をしていて
疑問に思ったこと、
医師または患者さんに聞
かれて困ったこと、医師に疑
難照会して対応したがいみひとつ納
得できないこと、ありませんか？ 皆さんの疑問
に各分野の専門家がお答えいたします。

ご質問をお寄せくだ
さい。要項は47頁にあり
ます。なお、回答は本誌に掲載す
ることによってのみ行います。電話や
ファクシミリによる回答はご容赦くださ
い。また、特殊なケースの質問は、採用されない
こともありますのであらかじめご了承ください。

Q 先日、皮下注用の医薬品(ペグビソマント製剤)が薬価収載されましたが、この注射薬を処方せんで交付することは可能でしょうか。また、処方せんで交付することが可能であるとしたら、注射針や注射器の保険請求はどのようにすればよいのでしょうか。(匿名希望)

A 医師により自己投与のための十分な指導が行われ、在宅自己注射ができると判断された患者であれば、処方せんにより保険薬局で交付することができます。ただし、調剤報酬点数としては、注射薬と注射器に関わる費用しか算定できません。

ペグビソマント製剤(ソマパート皮下注用10mg, 15mg, 20mg)は、溶解液(日局注射用水)が添付されている皮下注用の注射薬で、2007年3月に薬価基準へ収載されました(2007年3月16日、厚生労働省告示第42号)。また、薬価基準収載と同時に、保険医が投与することができる注射薬(処方せんで交付することができる注射薬)としても追加されました(2007年3月16日、厚生労働省告示第44号)。

ただし、同製剤の投与開始に当たっては、添付文書の「使用上の注意」の中で、「医療施設において、必ず医師によるか、医師の直接の指導、監督のもとで投与を行い、患者自らが確実に投与できることを確認した上で、自己投与を行うようにすること」とされています。また、在宅自己注射を実施するに当たっては、導入前に「医師による十分な教育期間を取り、十分な指導を行うこと」や、廃棄物の適切な処理方法などについて指

導を行うことが必要とされています(表1)。

したがって、当初は医療施設で直接投与されることになるため、投与開始から直ちに処方せんによる交付が行われることはありませんが、医師による自己投与のための指導を受け、在宅自己注射をできることが確認された患者については、処方せんによる同製剤の交付は可能となります。

一方、注射薬を使用するための注射器と注射針については、保険薬局の場合、材料価格基準(2006年3月6日、厚生労働省告示第96号「特定保険医療材料及びその材料価格」の別表中「Ⅷ 別表第3 調剤報酬点数表に規定する特定保険医療材料及びその材料価格」)に記載されている項目および金額に基づいて該当点数を算定

表1 在宅自己注射を実施するに当たっての留意事項

患者に対する注射は、医師等の有資格者が実施することが原則であるが、在宅自己注射を実施するに当たっては、以下の点に留意すること。

- (1) 在宅自己注射に係る指導管理は、当該在宅自己注射指導管理料の算定の対象である注射薬の適応となる疾患の患者に対する診療を日常の診療において行っており、十分な経験を有する医師が行うこと。
- (2) 在宅自己注射の導入前には、入院又は週2回若しくは3回以上の外来、往診若しくは訪問診療により、医師による十分な教育期間を取り、十分な指導を行うこと。
- (3) かかりつけ医師と異なる医師が在宅自己注射に係る指導管理を行う場合には、緊急時の対応等について当該かかりつけ医師とも十分な連携を図ること。
- (4) 在宅自己注射の実施に伴う廃棄物の適切な処理方法等についても、併せて指導を行うこと。

(2005年4月27日 保医発第0427002号、厚生労働省保険局医療課長通知)

します。しかし、同基準のうち、ベグピソマント製剤の使用に関わる特定保険医療材料としては注射器に該当する項目しかなく、注射針に該当するものはありません(注射器は「ヒトソマトメジンC製剤注射用ディスプレイポザブル注射器」に準じて算定、表2)。

表2 ベグピソマント製剤の保険適用上の取り扱い

- 1 保険適用上の取扱い
 - (1)～(2) <略>
 - (3) ベグピソマント製剤用注射用ディスプレイポザブル注射器については、「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)」(2006年厚生労働省告示第96号)別表中Ⅷの「016 ヒトソマトメジンC製剤注射用ディスプレイポザブル注射器」に準じて算定できることとする。
- 2 関係通知の一部改正

「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」(2006年3月6日保医発第0306001号)の一部を次のように改正する。

別添1第2章第2部第3節C200の(1)及び別添3<調剤技術料>区分01(6)のイ中「及び注射用水」を「注射用水及びベグピソマント製剤」に改め、別添3<特定保険医療材料料>の別表1中「又はヒトソマトメジンC製剤」を「ヒトソマトメジンC製剤及びベグピソマント製剤」に改め、同<特定保険医療材料料>の別表2中の「ヒトソマトメジンC製剤」の下に「ベグピソマント製剤」を加える。

(2007年3月16日 保医発第0316002号、厚生労働省保険局医療課長通知)

したがって、保険薬局においては、注射薬と注射器に関わる費用しか保険請求する手段がありません。そのため、患者への注射針の支給については、保険医療機関側で行ってもらう以外に方法はないものと思われます(表3)。

表3 医科点数表における注射器または注射針に関する加算(参考)

<医科点数表 第2部 在宅医療>

区分C151 注入器加算 300点

注 別に厚生労働大臣が定める注射薬の自己注射を行っている入院中の患者以外の患者に対して、注入器を処方した場合に、第1款の所定点数に加算する。

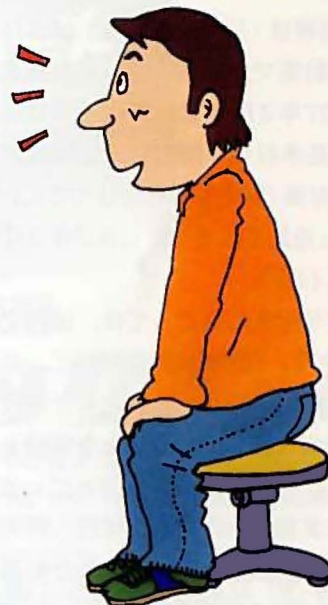
区分C153 注入器用注射針加算

1 治療上の必要があつて、1型糖尿病若しくは血友病の患者又はこれらの患者に準ずる状態にある患者に対して処方した場合 200点

2 1以外の場合 130点

注 別に厚生労働大臣が定める注射薬の自己注射を行っている入院中の患者以外の患者に対して、注入器用の注射針を処方した場合に、第1款の所定点数に加算する。

※上記加算の同時算定の可否など、具体的な算定要件については省略。



Q 保険薬局において注射器や注射針を支給するためには、処方せんに医薬品も併せて記載されていなければなりません、一緒に処方されている医薬品の中に注射薬が含まれていなくても構わないのでしょうか。(匿名希望)

A 保険薬局において注射器や注射針を支給する場合には、注射薬も併せて処方される必要があると考えます。

処方せんによる注射器や注射針の投与については、医科点数表の「処方せん料」の算定に関わる留意事項の中で「注射器、注射針又はその両者のみを処方せんにより投与することは認められない」と制限されています(表4)。すなわち、注射器や注射針の投与に当たっては、医薬品と一緒になければ認められません。

注射器や注射針と一緒に投与する医薬品については、具体的な種類などが明記されているわけではありませ

ん。しかし、留意事項通知に記載されている内容から判断すると、ここで求められている意味としては「使用する注射薬と併せて投与すること」と解釈すべきであると考えられます。

表4 処方せんによる注射器、注射針の投与について

医科点数表より

第5部 投薬

F400 処方せん料

(1)～(6) <略>

(7) 同一の患者に対して、同一診療日に、一部の薬剤を院内において投薬し、他の薬剤を院外処方せんにより投薬することは、原則として認められない。

また、注射器、注射針又はその両者のみを処方せんにより投与することは認められない。

(8)～(9) <略>

(2006年3月6日 保医発第0306001号、厚生労働省保険局医療課長通知)

質 問 の 募 集

調剤をしていて疑問に思ったこと、医師または患者さんに聞かれて困ったこと、医師に疑義照会して対応したがいま一つ納得できないことはありませんか？
皆さまの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。どしどしご質問ください。

「質問の募集」要項

1. 質問の範囲

- ① 実際の処方せんの疑義解釈に関する質問
例えば、処方医に疑義照会すべきかどうか迷っている実例や疑義照会の際に処方医の指示で納得できない実例で、専門家の意見が知りたい、という場合など。
- ② 保険調剤・調剤報酬などに関する質問
例えば、どのようなケースが調剤拒否に該当するのか？ や、請求もれがあった場合の対応は？ という質問など。
- ③ 調剤技術などに関する質問
例えば、A散とB末を配合してもよいのか？ また、C錠を粉砕してよいのか？ という調剤技術上の質問など。

2. 質問は文書で日本薬剤師会「調剤と情報」係まで、ご連絡ください。
3. 誌上では匿名の扱いをいたしますが、さらに詳しい内容をお聞きしないと回答できないこともありますので、住所、氏名、電話番号を必ず明記ください。
4. 質問の採否ならびに回答者の選択は、編集委員会で決めさせていただきます。
5. 質問ならびに回答は無料です。
6. 質問が採用された方には、じほうから図書カードが贈呈されます。

ただし、本コーナーへの質問はあくまでも「調剤と情報」誌に掲載を前提としておりますので、個人的・特殊な質問にはお答えできません。ご了承ください。また、回答は本誌面によるのみ行います。電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。

送 付 先

〒160-8389 東京都新宿区四谷3-3-1 富士・国保連ビル
日本薬剤師会 「調剤と情報」事務局
TEL.03(3353)1170 FAX.03(3353)6270